

■ 4条1項11号

不服 2023-001400

<本願商標>

「日本理学療法学会連合」(標準文字)

第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授，献体に関する情報の提供，献体の手配，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），放送番組の制作における演出，スポーツの興行の企画・運営又は開催，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），音響用又は映像用のスタジオの提供，運動施設の提供，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，映画機械器具の貸与，映写フィルムの貸与，運動用具の貸与，レコード又は記録済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，ネガフィルムの貸与，ポジフィルムの貸与，おもちゃの貸与，遊園地用機械器具の貸与，遊戯用器具の貸与，写真の撮影，カメラの貸与，光学機械器具の貸与，理学療法に関する研究発表会・研修会・研究会・講演会・講習会・セミナー・会議・学術集会・学術大会の企画・運営又は開催，理学療法士に対する指導，理学療法に関するイベントの企画・運営又は開催，理学療法に関する知識の教授，理学療法による治療の教授，理学療法に関する書籍の制作，理学療法に関する図書の貸与」及び第42類の指定役務

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「日本理学療法学会」(標準文字)

第41類「理学療法に関する学術集会・セミナー・シンポジウム・会議・講演会・研修会の企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供，業績に対する表彰式の企画・運営又は開催，医療・介護・福祉に関する資料・書籍及び機器の展示，理学療法に関する知識の教授，その他の技芸・スポーツ又は知識の教授，電気通信回線を通じたマガジン・ニュースレターなどの電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，電子出版物・書籍の制作，教

育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオ・DVDの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標と引用商標の類否

ア 本願商標について

本願商標は、・・・、「日本理学療法学会連合」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同種文字（漢字）を、同じ大きさ及び書体で、間隔なく、横一列にまとまりよく配置してなるから、外観上、一体的に看取できる。

また、本願商標から生ずる「ニホンリガクリョウホウガツカイレンゴウ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得る。

そして、本願商標の構成中「理学療法」の文字は、「マッサージ・温熱・電気などを用いる物理療法と、筋力増強・機能訓練・歩行訓練などの運動療法とを組み合わせ、運動障害の回復・改善をはかる治療法。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）の意味、「学会」の文字は、「学者相互の連絡、研究の促進、知識・情報の交換、学術の振興を図る協議などの事業を遂行するために組織する団体。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）の意味、「連合」の文字は、「二つ以上のものが結びついて一つの組織体を作ること。また、その組織体。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）の意味をそれぞれ有する語であるから、構成全体としては「日本における理学療法分野の学会連合（複数の学会が纏まった組織体）」との一連の意味合いを無理なく理解させるものといえる。

そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握するとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「ニホンリガクリョウホウガツカイレンゴウ」の称呼を生じ、「日本における理学療法分野の学会連合（複数の学会が纏まった組織体）」の観念を生じる。

イ 引用商標について

引用商標は、・・・、「日本理学療法学会」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同種文字（漢字）を、同じ大きさ及び書体で、間隔なく、横一列にまとまりよく配置してなるから、外観上、一体的に看取できる。

また、引用商標から生ずる「ニホンリガクリョウホウガツカイ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得る。

そして、引用商標の構成中「理学療法」の文字は、上記アのとおり、「マッサージ・温熱・電気などを用いる物理療法と、筋力増強・機能訓練・歩行訓練などの運動療法とを組み合わせて、運動障害の回復・改善をはかる治療法。」の意味、「学会」の文字は「学者相互の連絡、研究の促進、知識・情報の交換、学術の振興を図る協議などの事業を遂行するために組織する団体。」の意味をそれぞれ有する語であるから、構成全体としては「日本における理学療法分野の学会」との一連の意味合いを無理なく理解させるものといえる。

そうすると、引用商標に接する取引者、需要者は、引用商標の構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握するとみるのが相当である。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して、「ニホンリガクリョウホウガツカイ」の称呼を生じ、「日本における理学療法分野の学会」の観念を生じる。

ウ 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標は、外観においては、語尾の「連合」の文字部分の有無により、視覚上の印象が明確に異なるから、両者は外観において相紛れるおそれはない。

また、称呼においては、語尾の「レンゴウ」の音の有無により、構成音に明らかな差異があり、明瞭に聴別することができるから、両者は称呼においても相紛れるおそれはない。

さらに、観念においては、互いに生じる観念が異なることから、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標は、引用商標とは、構成文字全体より生じる外観、称呼及び観念の比較においては、いずれも相紛れるおそれはないため、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**日本理学療法学会連合**」と引用商標「**日本理学療法学会**」は、構成文字全体より生じる外観、称呼及び観念の比較においては、いずれも相紛れるおそれはないため、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

この審決を初めて読んだ際、両商標の違いを何度も確認したのは、おそらく当職だけではないのではないかと思います。しかし、何度確認しても、両商標の違いは、語尾の「**連合**」の文字の有無だけで間違いなさそうです。

たしかに、一般的な学会名とか協会名には、多少似ているものが併存していることも少なくない気がします。特に、医療関連分野においては、その傾向が強いといえるかもしれません。そういえば、我々の業界でも、「**発明協会**」と「**発明学会**」という、名称が似ているまったく別の団体が存在しています。

ただ、このように「〇〇協会」と「〇〇学会」といった違いがあるならまだしも、本事件の場合は、「日本理学療法学会」まで構成上は全く同じであり、決して識別力が高いとは言えないであろう「連合」の文字の有無だけで、これらの商標が指定役務に使用された場合に、本当に出所の誤認・混同が生じないといえるものなのか、やはり疑問です。

この点、インターネットで少し調べてみたところ、本願商標「**日本理学療法学会連合**」の方は団体名（正確には、「一般社団法人日本理学療法学会連合」）で、この団体によって主に開催されるのは「**日本理学療法学会大会**」のようです。

一方、引用商標「**日本理学療法学会**」の方は、「**公益社団法人全国病院理学療法協会**」という団体によって主催される学会名（イベント名）のようです。

つまり、現実的には、本願商標「日本理学療法学会連合」は団体名、引用商標「日本理学療法学会」は（団体名ではなく）主催される学会名という違いがあるようであり、もしかすると、審決の判断においては、このあたりの事情が考慮されたのかもしれませんが。我々の業界では、「**発明協会**」と「**発明学会**」が全く異なる対象であることは暗黙の了解のように認識されていますが、理学療法士の方々にとっても、同じような状況なのかもしれません。

もともと、仮にそのような事情があったとしても、特許庁の審査・審判の場における商標の類否判断において、それを考慮すべきかには賛否両論あるでしょう。指定役務によっては、業界とはそれほど馴染みのない需要者等が含まれる場合も考えられるからです。

いずれにしても、本審決のような判断がなされたからといって、なんでも「連合」を付ければ商標非類似になると安易に理解することは、やめたほうが良いと考えます。

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年5月13日 >